

2022年10月6日

経皮的肺動脈形成術（BPA）に関する特定保険医療材料の
保険請求について（お詫び）

慶應義塾大学病院
病院長 松本 守雄

当院の循環器内科で行われている経皮肺動脈形成術（以下、BPA）において使用される特定保険医療材料について、手術の準備のために開封していたものの、実際に使用されなかった場合があるにもかかわらず、使用した旨のカルテ記載がなされ、この記載に基づき保険請求がされていたことが判明いたしました。

当院は、このことを重く受け止め、当該特定保険医療材料に関わる診療報酬の返金手続きを速やかに行い、今後、このようなことが二度と起こらないよう、病院全体で再発防止策に全力で取り組む所存です。

本件により、対象となられた患者様、多くの関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしましたことについて、深くお詫び申し上げます。

なお、本件において、BPAを受けた患者様の治療に影響を与えた事実は、確認されなかったことを申し添えます。

1. 事案（概要）

外部の有識者を含む委員で構成される調査委員会による調査の結果、2013年から2022年まで、当院循環器内科で行われたBPAにおいて、特定の医師1名（以下、本件医師）が、2種類の特定保険医療材料（血管内光断層撮影用カテーテルおよび中心循環系先端トランスデューサ付カテーテル。以下、併せて本件医療材料）を、手術の準備のために開封したものの、測定等がなされないまま手術が行われたにもかかわらず、測定等を行った旨のカルテ記載（以下、不実記載）を行ったことがあったこと、および、この不実記載に基づき本件医療材料についての保険請求がされていたことが判明しました。開封されたものの実際には使用されなかった本件医療材料に関する保険請求額の合計は、資料による確認ができた範囲で48,323,000円（338件）に上りました。

2. 発覚の経緯

当院において医療材料の無駄な使用がなされていないかを調査していたところ、2022年2月1日に、BPAにおいて本件医療材料が術野に出ても使用されない場合があることが確認されました。ところが、カルテには当該材料が使用された旨の記載があり、この記載に基

づき保険請求がされている可能性があったため、状況を確認した後、各部門の責任者を通じて2022年2月17日に病院長に報告されました。同日、院内関係者（循環器内科関係者及びBPAに関与した者を含まない。）および弁護士により構成される予備調査委員会の設置を決定しました。

3. 予備調査委員会、調査・検討委員会による調査

予備調査委員会の調査の結果、本件医療材料が、使用されなかった場合もカルテには使用された旨の記載があり、これに基づき保険請求がされていることが判明しました。

病院長および医学部長は、予備調査委員会の調査結果を受け、原因や動機を含めたより詳細かつ公平・客観的な調査を行うとともに、関与者の責任を明らかにする必要があると考え、予備調査委員会の委員に加え、外部の有識者（医師、弁護士）で構成された調査・検討委員会（以下、本委員会）を設置し、詳細な調査を行わせることとしました。

4. 調査・検討委員会による調査

本委員会の調査の結果、当院においてBPAは2012年11月から実施が開始されていたところ、2013年から2022年まで、本件医療材料についての不実記載が行われていたことが確認されました。不実記載による保険請求額の合計は、資料による確認ができた範囲で48,323,000円（338件）となります。

本委員会による調査では、不実記載は本件医師によってのみ行われていたことが認められ、本件医師以外の当院職員が不実記載に関与していたことは認められず、保険請求の担当者が不実記載を認識していたことも認められませんでした。また、本件医師が本件医療材料の関係者との間で不適切な利益供与等を受けたなどの事実は確認されませんでした。本件医師が不実記載を行った動機は判明しませんでした。本委員会は、本件医師について、カルテ記載についての認識不足、健康保険制度や医療費助成制度についての理解不足、コストについての認識の希薄さがあったことを指摘しています。

また、本委員会は、当院の問題点として、診療科における上司や上級医による教育、指導体制が不十分であったこと、本件医師がほとんど一人で当該手術に関与しており上司や同僚の目が届かなかったこと、助手の医師やコメディカルが助言することが難しい環境があったことなどを指摘しています。

5. 当院の対応

当院は、本件について関係官庁に報告を行っており、今後、不実記載に関わる診療報酬の返還の手続きを進めて参ります。

また、該当する患者様には速やかに経緯の説明と謝罪を行います。

なお、本件医師ならびに上司については厳正な処分を行いました。

6. 再発防止策

当院は、本委員会の指摘を真摯に受け止め、二度とこのような事態を引き起こさないよう、再発防止策を策定し、病院全体で継続的に取り組んで参ります。具体的には以下のような再発防止策を行います。

- ・ 手術前・手術後において、開封されたもの、使用されなかった医療材料等についての確認を徹底し、意見や助言を行いやすい体制を構築する。
- ・ 「カルテは事実に基づいて正確に作成されなければならないこと」、「健康保険制度や難病の医療費助成制度は、医療機関が事実に基づき、誠実に請求を行うことが前提になっていること」という常識・基礎的な事項も改めて再確認し、周知徹底する。
- ・ 専門化した特定の手技を担当する医師について、複数の術者を確保するように努めるとともに、診療科部長や上級医が、個々の医師が行う診療の状況を定期的を確認し、相互に専門的な意見交換や点検を行いやすい環境を整備する。
- ・ 従来行われている、監査項目等にとらわれることなく、常識的・基礎的な事項を含め、監査項目を追加したり、見直しをしたりし、多角的な視点からの点検や監査を行う。
- ・ 内部通報制度の積極的な周知および運用を行い、日常業務において生じた疑問点などについての記述を求めるアンケートを定期的を実施する。

7. 本件の問い合わせ窓口

慶應義塾大学病院 総務課 メール：pr-med@adst.keio.ac.jp

以上